

発行番号131015-26-1526号

寄付金受領書

(寄付者)

株式会社慶應学術事業会 殿

寄付金額

金3,605,841円

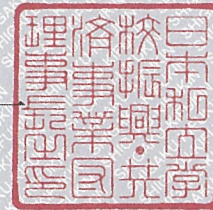
上記のとおり指定寄付金を受領しました。

ただし、学校法人慶應義塾を受配者とします。

平成26年7月9日

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河田 悌



上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき、財務大臣が指定した寄付金（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号第2号の2）で、日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄付金です。

- (注) 1. この寄付金は、所得税法上の寄付金控除が認められる特定寄付金又は法人税の全額損金算入を認められる指定寄付金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この受領書が必要となりますので相当期間大切に保管してください。



平成 26 年 7 月 28 日

株式会社慶應学術事業会
代表取締役社長 平尾 保弘 様

慶應義塾

塾長 清家 篤



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

慶應義塾の教育研究につきましては、かねてから一方ならぬ
ご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、このたびは 金 3,605,841 円のご寄付を慶應義塾給費奨学基金
金として賜りました。

特段のご厚志を戴き、有り難く厚く御礼申し上げます。

賜りましたご芳志は、ご寄付の趣旨に沿いご厚恩にたがわぬよう
大切に使用させていただき、ご期待にお応えする所存でございます。

慶應義塾は、学問によって社会に貢献する学塾を目指して参ります。
何卒、末長くご支援を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の今後一層のご発展をお祈り申し上げます。

先ずは略儀ながら書中をもって御礼申し上げます。 敬 具